

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2209号

平成22年10月12日火曜日 第2209号

\Diamond	目	次	\Diamond
	#	ѫ	

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧	784
建築士の免許の取消し	784
土地改良区役員の就退任の届出	784
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	785
道路の区域変更(一般国道 381 号)	785
道路の供用開始(一般国道 381 号)	785
道路の供用開始(一般国道 381 号)	785
≐ III ∧	

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令......785

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙公営実施規程の一部改正	787
政治団体の設立の届出	788
政治団体の届出事項の異動の届出	788
政治団体の解散の届出	789
資金管理団体の届出	789

公営企業告示

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1141号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 東温市田窪、牛渕、南野田及び北野田地域に係る県営土地改良事業 計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地 改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業 (農業用用排水施設整備事業・南吉井地区) 計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年10月13日から平成22年11月10日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1142号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許の取消		免許0	D取消しを受けた	建築士	免 許 の 取消しの
年月日					
平成22年 8月23日	伊藤	宏	二級建築士	愛媛県知事登録 第9025号	死亡による

○愛媛県告示第1143号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市橘土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年10月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	高 橋	敏 夫	西条市西泉乙369番地3
"	横井	隆志	西条市楢木160番地
"	高 橋	謙 侍	西条市西泉乙381番地
"	西 坂	道 輝	西条市西田甲530番地
"	難波江	好 美	西条市楢木144番地 4
"	戸 田	康美	西条市野々市141番地
"	佐 伯	時 哉	西条市坂元甲394番地 1
"	佐 伯	美由喜	西条市坂元甲347番地
"	楠	学	西条市坂元甲39番地
"	石 川	薫明	西条市洲之内甲444番地
"	松本	省 三	西条市中野甲492番地
"	瀬尾	宗 孝	西条市禎瑞641番地
監事	村 上	和孝	西条市野々市59番地
"	伊東	章	西条市禎瑞618番地
"	横井	清光	西条市西泉乙147番地

退任

~ :-				
役員の種類	氏	名	住	所
理事	高橋	敏 夫	西条市西泉乙369番地3	
"	横井	公 之	西条市楢木160番地	
"	藤原	躾 雄	西条市西泉乙412番地	
"	西 坂	道 輝	西条市西田甲530番地	
"	難波江	好 美	西条市楢木144番地 4	
"	永 井	保	西条市野々市122番地	
"	佐 伯	時 哉	西条市坂元甲394番地 1	
"	佐 伯	美由喜	西条市坂元甲347番地	
"	楠	学	西条市坂元甲39番地	
"	石 川	薫 明	西条市洲之内甲444番地	
"	松本	省 三	西条市中野甲492番地	
"	戸田	静雄	西条市禎瑞1752番地	
監事	村 上	和孝	西条市野々市59番地	
"	伊 東	章	西条市禎瑞618番地	
"	横井	清 光	西条市西泉乙147番地	

○愛媛県告示第1144号

伊方町から協議のあった県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 亀浦地区の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年 法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・亀浦地区計画書

の写し

- (2) 伊方町営土地改良事業施行条例の写し
- (3) 伊方町営土地改良事業に係る事業費の受益者負担に関する条例の写し
- 2 縦覧期間平成22年10月13日から11月10日まで
- 3 縦覧場所 伊方町役場本庁

○愛媛県告示第1145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	9	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1465番 1 から		旧	メートル 5 4~64 6	キロメートル 0 498	
一双国坦	301万	同町大字蕨生1479番1まで		新	9 6~65 5	0 .495	

○愛媛県告示第1146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		381号		北宇和郡松野町	大字蕨生1	1465番 1					平成22年10月12日

○愛媛県告示第1147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		381号		北宇和郡松野町 同町大字蕨生14			ò				平成22年10月12日

訓	令	

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 **別表第7**(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

			決裁	区分	
且 │ │ 事務の 戦 │	* **		Ī	専決者	Ť
· 種類	事 - -	事	部長	局長	調長
1~29					
30 口蹄 疫対策	1 車両等の消毒に関するこ と。				
特別措 置法の 施行に	(1) 円母のための政権の政				_
関する 事務	(2) 消毒の実施(第4条第 2項)				_
	(3) 消毒の義務を課す必要 がある地域の指定の申請 (第4条第5項)		_		
	(4) 消毒の義務を課す必要 がある地域の指定に係る 農林水産大臣への意見の 具申(第4条第6項)			_	
	2 患畜又は疑似患畜の死体 の焼却又は埋却の支援に関 すること。				
	(1) 支援を行う必要がある 地域の指定の申請(第4 条 第5項、第5条 第5 項)				
	(2) 支援を行う必要がある 地域の指定に係る農林水 産大臣への意見の具申 (第4条第6項、第5条 第5項)			_	
	3 患畜等以外の家畜の殺処 分等に関すること。				
	(1) 殺処分を行う必要があ る地域の指定の申請(第 4条第5項、第6条第14 項)				

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

					決裁区分			
組織	事務の]	重	項	知	Ę	享決 者	Ĭ
名	種 類	事	~	事	部	局	課	
						長	長	長
畜	1 ~ 29							
産	省略							
課								

(2) 殺処分を行う必要があ		
る地域の指定に係る農林		
水産大臣への意見の具申		
(第4条第6項、第6条		
第14項)		
(3) 患畜等以外の家畜の指	_	
定(第6条第1項)		
(4) 勧告(第6条第1項、		
第3項)		
⑤ 殺処分(第6条第2	_	
項、第3項、口蹄疫対策		
特別措置法施行規則第5		
<u>条)</u>		
(6) 勧告又は殺処分の理由		-
等を記載した書面の交付		
(第6条第4項)		
(7) 勧告に係る損失の補て		
ん等(第6条第9項、第		
10項、第12項、口蹄疫対		
<u>策特別措置法施行令(以</u>		
<u>下この部において「政</u>		
令」という。)第2条)		
(8) 評価人の選定(政令第		_
1条第2項)		
(9) 評価人の意見聴取(政		_
令第1条第2項)		
(10) 補てん金又は補償金の		_
供託(政令第1条第4		
項)		
4 催物の開催の停止等の要	_	
請(第12条)		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成22年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第2章 証紙	第2章 証紙
第6条 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員及び	第 6 条 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員
<u>愛媛県知事</u> の選挙における法第142条第1項第1号 <u>、第2号及</u>	の選挙における法第142条第1項第1号 <u>及び第2</u>
<u>び第3号</u> 並びに第2項のビラは、県委員会が交付する別記第	<u>号</u> 並びに第2項のビラは、県委員会が交付する別記第

4号様式の証紙を貼らなければ頒布することができない。

- 第8条 前条の証紙交付票の交付を受けたものは、証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に候補者の氏名(候補者届出政党にあつては、その名称及び受領責任者の氏名)を記入し、その印を押すとともに、これに証紙を貼るピラの見本1枚(記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚)を添えて県委員会に提出しなければならない。
- 2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により第 6条の衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつて は7万枚以内、参議院選挙区選出議員及び愛媛県知事の選挙 における証紙にあつては14万5千枚以内の証紙を交付するも のとする。
- 3・4 省略

4号様式の証紙をはらなければ頒布することができない。

- 第8条 前条の証紙交付票の交付を受けたものは、証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に候補者の氏名(候補者届出政党にあつては、その名称及び受領責任者の氏名)を記入し、その印を押すとともに、これに証紙をはるピラの見本1枚(記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚)を添えて県委員会に提出しなければならない。
- 2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により第 6条の衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつて は7万枚以内、参議院選挙区選出議員______の選挙 における証紙にあつては14万5千枚以内の証紙を交付するも のとする。
- 3・4 省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成22年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計費	責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
以冶団体の名称	代 表 者 :	者会計責任者		曲山牛月口	TM 15
阿部悦子を推薦する会	井 谷 カヨコ ネ	渡部伸二	松山市松前町三丁目 2 - 2	平成22年9月3日	
西原司と笑顔の仲間	西原司し	山之内 晃	新居浜市田の上二丁目 5 - 22	平成22年9月27日	
中川真之介後援会	松原篤材材	松本健	宇和島市元結掛二丁目3-15	平成22年9月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成22年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異	動	b	事	項	新		IΒ	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県たばこ 販売政連支部	主た	こる事	務所	の所	在地	南宇和郡愛南町城辺甲2698		今治市伯方町木浦甲1530 - 2	平成22年9月7日	政党の支部
	代		表		者	富岡	泰	田窪 弓夫		
篠田美登後援会	会	計	責	任	者	井上	新也	福本 孝哉	平成22年9月10日	
えひめ民社協会松山総支 部	代		表		者	上杉	昌弘	御手洗 健	平成22年9月13日	
明るい愛媛をつくるみん なの会	代		表		者	川原	光明	大澤 博明	平成22年 9 月28日	
	会	計	責	任	者	川原	光明	大澤 博明		

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定に より、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭

	政治団体の名称										の氏	名	解散年月日
宮	脇	L	· 1 .	ť	る	後	援	会	Щ	本	繁	樹	平成22年8月31日
自	由	民	主	党	Ξ	崎	支	部	冏	部	吉	馬	平成22年9月1日
自	由	民	主	党	小	松	支	部	青	野	久	美	平成22年9月7日

自	由目	主	党	順戸	支	部	大久	ス保	光	留	平成22年9月1日
Щ	本	英	男	後	援	슰	宮	本	忠	男	平成21年12月31日
魁						塾	高	橋		淳	平成22年 9 月28日
中	Ш	鹿ス	郎	後	援	会	松	本		健	平成22年 9 月23日
野	中	明	後	ŧ	援	会	橋	本	政	雄	平成21年 3 月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成22年10月12日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭

資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
西 原 司	愛媛県議会議員	西原司と笑顔の仲間	新居浜市田の上二丁目 5 - 22	西原司	平成22年9月27日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。 平成22年10月12日

愛媛県立中央病院長 梶 原 眞 人

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地		落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札告示日
重油 (JIS K2205 1種2号) 約718,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成22年9月29日	三原産業株式会社 宇和島市寿町二丁目 9 番12号	51 .66円	一般競争入札	平成22年 1 月29日

平成22年10月12日 発行 789